世田谷区立烏山区民会館の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成31年4月からの世田谷区立烏山区民会館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

平成31年度からの区民センターの運営に関し、指定管理者制度を適用するとの検討結果を受け、烏山区民センターと同一施設内の烏山区民会館も同様に世田谷区立区民会館条例第6条、7条に基づき、平成31年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

- 2.指定管理者制度を適用する施設及び指定管理者の候補者
- (1)施設名 世田谷区立島山区民会館
- (2)所在地世田谷区南烏山六丁目2番19号
- (3)現施設の運営管理者 烏山区民センター運営協議会
- 3.指定管理者制度適用の理由、効果

烏山区民会館ホール及び集会室は、烏山区民センターと同一施設内に設置されており、効率的な施設の有効活用や創意工夫による提供サービスの向上に資することができるため、指定管理者制度を継続する。

- 4. 指定期間:5年間 (平成31年4月1日~平成36年3月31日)
- 5.指定管理者候補者の選定方法について

指定管理者候補者については、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区(施設管理所管課)による評価の結果等を踏まえ、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて承認された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

【特別の事情】

指定管理者制度運用に係る指針の第6の1「特別の事情(2)区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する。

烏山区民会館ホール及び集会室は、烏山区民センターと同一施設内に設置されており、効率的な施設運営を行うには、烏山区民センターと一体的に管理することが必要となる。また、烏山区民センター運営協議会による、地域コミュニティに関わる企画事業など、ホール、集会室と区民センターの会議室を同時に使用して実施する催しも多く、施設の有効利用を図っていくうえでも、烏山区民センターの指定管理者候補者である烏山区民センター運営協議会が、烏山区民会館の指定管理業務をあわせて担っていくことが適当である。

6.審查体制

(1)選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を実施するため、「世田谷区区民集会施設等 指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、世田谷区区民集会施設等指定管理者選 定委員会を設置した。

(2)選定委員会の所掌

審査基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3)選定委員会の構成

外部委員(学識経験者等)5名 区職員2名とする。(別紙参照)

7.選定基準

世田谷区立区民会館条例第7条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

- (1)区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2)区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。
- (3)区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8.今後のスケジュール

平成30年 4月 区民生活常任委員会報告(選定方法)

4月~7月 選定期間

8月 政策会議(選定結果)

9月 区民生活常任委員会報告(選定結果)

第3回区議会定例会(指定管理者、指定期間等の提案)

平成31年 4月 指定管理者による運営の開始

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿(平成29年度)

(五十音順)

	委員	^{かわべ ようじ} 川邊 洋二	東京税理士会北沢支部
外	委員長	境 新一	成城大学経済学部教授
部 委	委員	はまた なまと 塩田 尚人	健康文化研究所代表
員	委員	無越 淳二	国士舘大学文学部教授
	委員	きじま つぐひさ 矢島 嗣久	北沢地域町会連合会副会長
区委員	委員	まとはし やすゆき 本橋 安行	地域行政部長
	委員	男鹿 芳則	北沢総合支所長

(任期:平成29年5月1日~平成30年3月31日)

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿(平成30・31年度)

(五十音順)

	委員	ぁゃの ゃすこ 綾野 康子	東京税理士会世田谷支部
外	委員長	境 新一	成城大学経済学部教授
部委	委員	しまた なまと 塩田 尚人	健康文化研究所代表
員	委員	細越 淳二	国士舘大学文学部教授
	委員	ッずの ただし 水野 貞	烏山地域町会自治会連合会会長
区委員	委員	さ賀 毅一	地域行政部長
員	委員	いわもと こういち 岩元 浩一	玉川総合支所長

(任期:平成30年4月11日~平成32年3月31日)